

2018 年度日本活断層学会学会賞

受賞者：福岡市

授賞理由：

我が国は阪神・淡路大震災や熊本地震災害を経験し、活断層に対する防災対策の重要性が全国的に高まっている。その中で、福岡市は独自の判断から対策を推進し、注目を集めている。福岡市は2005年の福岡県西方沖地震の発生後、警固断層帯南東部に着目し、「長期的な視点に立って耐震性能を強化した建築物の建築を誘導する」ため、警固断層帯南東部に近い一定の区域において、これから新しく建築される中高層の建築物についての耐震性能を強化し、建築物の安全性を高められるよう、2008年に福岡市建築基準法施行条例の一部を改正し、これを継続的に実施している。適合する建築物を新築した場合には、その旨を表す「福岡市優良耐震プレート」を市が交付し、建築物に表示されている。

一般に、活断層に関する防災対策が議論される際、揺れによる被害とずれによる被害が区別されず混乱することが多いが、福岡市は2種類の被害のうち、揺れによる被害についての対策の方針を明確化し、さらに当該地域の活断層の特徴や住民の許容度を十分に考慮して条例を制定した。活断層直近の建築規制としては、いくつかの自治体の先駆的な取り組みが知られているが、具体的な数値基準を条例として制定したのは福岡市が初めてである。こうした施策は、我が国における今後の活断層防災のひとつの方向性を明確に示した点で高く評価され、日本活断層学会賞を授与するにふさわしいと判断される。